



むよう、家庭や地域でも次のようなことにご協力を
をお願いします。

沿路上にごみを出しておくと作業中に散乱するこ

とがありますのでご注意ください。

木の枝、看板、自動販売機、ガスボンベなどは、
作業の邪魔にならないよう寄せておいてください。

移動が不可能で除雪車との接触が心配される門柱やガラス戸などには、あらかじめ板などをあてて防護したり、目立つ印を付けたりしてください。

道路に面している屋根の雪は滑り落ちると大変危険です。雪下ろしをこまめにするなどして十分注意してください。

各家庭の敷地内の雪を道路へ出すのは絶対にやめてください。通行の妨げになるばかりか、自分の身を交通事故の危険にさらすことにもなります。

自動車は車庫や駐車場へ。たった一台の路上駐車で除雪車が道路に入つて行けなくなります。

除雪車が通った後に残った雪は、皆さんで片付けてください。通行の妨げになるばかりか、自らだけの家などには、地域の皆さん協力して手助けしてください。お間違えないようご注意ください。

雪捨て場が

1カ所になりました

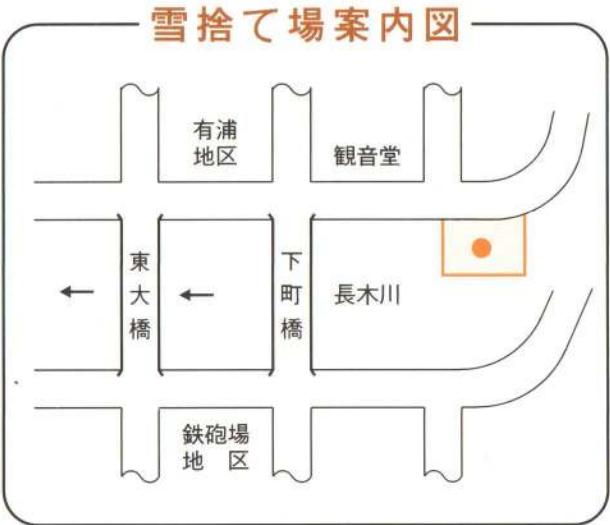
従来三カ所だった市指定の雪捨て場。しかし、この冬からは米代川の田中橋下流右岸と長木川の下町橋上流左岸（鉄砲場側）が除外され、残されたのは長木川の下町橋上流右岸（観音堂側）一カ所だけとなりました。お間違えないようご注意ください。

このうち、米代川が雪捨て場から除外されたのは、雪以外のごみが捨てられるケースが目立つた

除雪についての お問い合わせは

雪捨て場には雪以外の物は絶対に捨てないでください。捨てた本人は廃棄物不法投棄の罪で処罰されることになるのです。また、ふるさとの自然を大切に守りたいというのもみんなの願いでもあります。どうか、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

雪捨て場案内図



ことも原因の一つに挙げられます。一部の市民の無責任が大変残念な結果を招いてしまいました。

国道……建設省大館国道出張所

【留守番電話】

☎ 0186-62-1555
49-0312

市道……市役所土木課
☎ 49-3111(内線302・305)

県道……県・北秋田土木事務所